

災害時要援護者 支援制度の 登録を

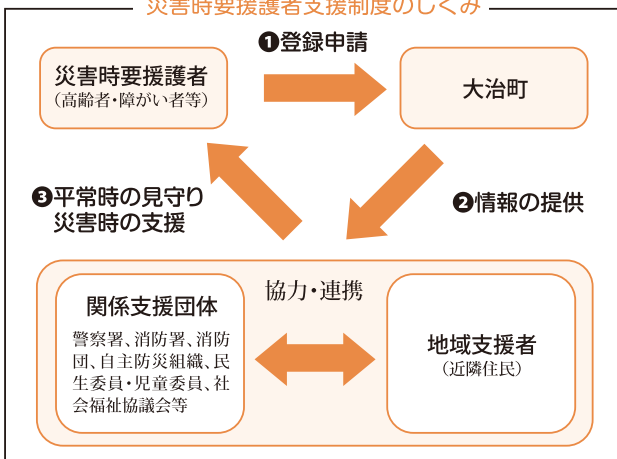


災害時要援護者支援制度とは、災害時に独り暮らし高齢者や障がいのある方など手助けを必要とする方に対して、地域が連携して支援を行う制度です。

本町の地震等災害時における安否確認や救出、避難誘導等が必要な災害時要援護者は、おおむねの基準として次のとおりです。

- ・ 独り暮らし高齢者(65歳以上)
- ・ 高齢者のみの世帯(75歳以上)
- ・ 介護保険の要介護者(要介護4以上で居宅で生活する方)
- ・ 身体障がい(児)者(身体障害者手帳2級以上)

災害時要援護者支援制度のしくみ



- ・ 知的障がい(児)者(療育手帳A判定)
 - ・ 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)
 - ・ 難病患者
- **制度を利用するには**
登録するときには、支援のために必要な個人情報に関係支援団体(警察署、消防署、消防団、自主防災組織、民生・児童委員、社会福祉協議会等)および地域支援者(近隣住民)へ情報提供することになり同意が必要となります。

登録申請書には、緊急時連絡先2名分と了承を得られた地域支援者2名分の氏名・住所・電話番号が必要となります。

番号の記入が必要になります。
※地域支援者とは、災害時要援護者に対する日ごろからの見守りや災害が発生したときに災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心掛けていただく近隣住民の方です。

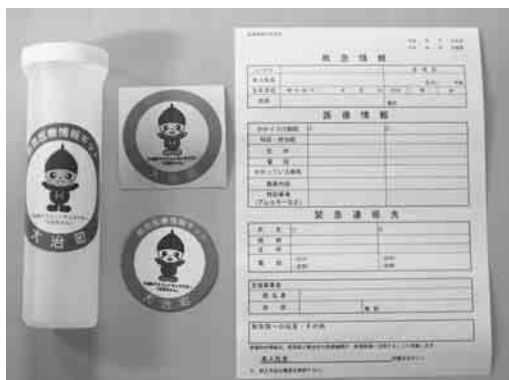
問合せ先 役場 民生課
内線 165・168

「救急医療 情報キット」 の配布



在宅の高齢者等に対して、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布しています。

対象 町内に住所を有する方



次の要件に該当する方

- ・ 65歳以上の方
- ・ 心身に障がいがある方
- ・ その他希望する方

配布数 一世帯につき一つ

費用 無償

申請方法 「救急医療情報キット配布申請書」を申請先窓口に出していただきます。

※申請書は、各申請先窓口で用意しています(町ホームページからもダウンロードできます)。

申請先 役場 民生課・老人福祉センター・保健センター・健康館すこやかおおはる・総合福祉センター

問合せ先 役場 民生課
内線 115・158